

鳥取県告示第265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が
退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 4 月23日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事	清 川 速 水	西伯郡南部町天萬561
〃	岩 田 有 司	西伯郡南部町諸木65
〃	梅 原 常 光	西伯郡南部町御内谷899
〃	赤 井 頼 光	西伯郡南部町朝金503
〃	長谷川 正 吉	米子市青木586
〃	田 子 美紀雄	西伯郡南部町境246
監 事	六 宮 光 郎	西伯郡南部町三崎108
〃	岡 田 一 樹	西伯郡南部町市山848

平成22年 1 月26日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	清 川 速 水	西伯郡南部町天萬561
〃	岩 田 有 司	西伯郡南部町諸木65
〃	田 貝 有 史	西伯郡南部町金田257
〃	赤 井 頼 光	西伯郡南部町朝金503
〃	長谷川 正 吉	米子市青木586
〃	渡 辺 建 郎	西伯郡南部町境607
監 事	吉 次 純一郎	西伯郡南部町寺内483－ 2
〃	岡 田 一 樹	西伯郡南部町市山848

平成22年 4 月 1 日就任 任期 4 年